

産業廃棄物処理計画書

2024/6/27

静岡県知事 殿

提出者

静岡県富士宮市上井出2748

太田雅人

0544-54-1229

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	太田雅人牧場
事業場の所在地	静岡県富士宮市上井出2748
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	酪農業
② 事業の規模	77頭
③ 従業員数	3人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	動物の死体⇒処理業者へ委託 動物のふん尿⇒自ら中間処理（堆肥化）した後、再生利用 廃棄プラスチック⇒処理業者へ委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 統括責任者 事業主 廃棄物担当者 事業主 契約書等書類担当者 事業主				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	動物のふん尿	廃棄プラスチック類
	排出量	1.10 t	1433.6 t	0.00 t
	(これまでで実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	動物の死体	動物のふん尿	廃棄プラスチック類
	排出量	1.40 t	1433.6 t	6.00 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動物の死体、ふん尿、廃プラスチック類を分別して他の廃棄物と混在しないようにする。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1433.6 t	—
	（これまでに実施した取組） ふん尿を自ら中間処理（堆肥化）し、自己所有地や借地に還元、耕種農家等へ提供する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1433.6 t	—
	（今後実施する予定の取組） 同上		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—
（これまでに実施した取組）			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—
（今後実施する予定の取組）			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	廃プラスチック類
	全処理委託量	1.10 t	0.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1.10 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	—
	(これまでに実施した取組) 契約業者に対して処分を委託した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物の死体	廃プラスチック類
	全処理委託量	1.40 t	6.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0	-
	再生利用業者への処理 委託量	1.40 t	6.00 t
	認定熱回収業者への処 理委託量	0	-
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	-
	(今後実施する予定の取組) 契約業者に対して処分を委託する。		
※事務処理欄			